Title	被差別部落住民の部落問題に対する意識
Title	と態度
Author	上田,一雄
Citation	同和問題研究: 大阪市立大学同和問題研
Citation	究室紀要. 2 巻, p.33-84.
Issue Date	1978-03
ISSN	0386-0973
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学同和問題研究室

被差別部落住民の部落問題に対する 意識と態度

	上 田 一 左	隹
第1章	被 差 別 体 験	·· 34
第2章	部落問題に対する認識	. 49
第3章	部落解放運動への参加	68
あと	かき	·· 83

第1章 被差別体験

部落解放の視点に立ったばあい、もっとも重要なことは被差別部落の人々が 自らの社会的立場を自覚することである。部落民としての社会的立場にめざ め、そのことを自己が生きる原点とすることにおいて、部落の解放を担い果た すことができる人間主体の形成とその運動がはじまる。部落民としての社会的 立場の自覚は何よりも自らの被差別体験の自覚にはじまる。

1. 被差別体験の有無

(1) 概 要

H部落において25才以上の人々192人のうち、被差別体験が「ある」というものは81人-42.2%で半数近くである。(1-1)

(1-1)被差別体験の有無

	あ	る	な	ζì	合	計		
N		81		.11	:	192		
%	4:	42.2		.8	10	00.0		

このことは地区住民自体において部落差別に対する科学的認識とこの被差別体験に対する主体的な自覚が必ずしも普遍化していないことを示している。こ

うした事態はH部落にとどまらず、例えば福岡県の筑紫野市の場合でも地区住民の被差別体験に対する自覚をもつものは328人のうち139人—42.9%であり、また同じく古賀町の被差別部落では724人のうち24.0%にとどまっている。

てのことは、差別された体験を自覚し、自己の社会的立場の自覚と結びついて、そのことを外化することのできる人々が少ないことを示している。しかもそのことの背後には、被差別体験をもつものが少ないということではなく、人々が差別を差別としてとらえる力が十分に養い育てられていなかったり、差別の本質とその存在に関する認識と自覚の力を身につける学習の機会が運動的にも教育的にも極めて不十分のままに放置させられてきた結果である。そのために個人的に直接的な言動によって差別をうけたり、直接的な人権侵害、抑圧、不利益、疎外、侮蔑などをうけたばあいは、差別を差別として自覚することがあっても、社会的な構造的な差別の事実やそれと深くかかわって存在する実態としての差別、すなわち、自分

たちの仕事や暮しの現実のなかにある日常の一切のことがらにみられる差別についてはそれが見失なわれていたり、見失なわされていたりしている。同時にまた被差別体験のきびしさ、重さというものは、そのことを容易に口外できるような性質のものでないこともふかくかかわっている。

(2) 性別からみた場合

被差別体験が「ある」とするものは男の場合44人-46.8%に、女の場合37人-37.8%よりも多い。(1-3)

このことは女のば

(1-3) 性別被差別体験の有無

あいよりも、男のば あいに部落差別に対 する認識とその被差 別体験に対する自覚 が高いことを示して いる。こうした事態 は既述の古賀町のば

		男			女	合	計
		N	%	N	%	N	%
あ	る	44	46.8 (54.3)	37	37.8 (45.0)	81	42.2 (100.0)
あるともいえ	もない もない	50	53.2 (45.0)	61	62.2 (55.0)	111	57.8 (100.0)
合	計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	192	100.0 (100.0)

あいにも同様に男30.0%、女19.0%と女よりも男に多くみられる。しかし 乍らこのことは必ずしも普遍的とはいわれない。それぞれの被差別部落の 状況や部落解放運動とのかかわりやその他様々の条件によってその被差別 体験の性別自覚状況は変ってくる。例えば前述の筑紫野市の部落では、被 差別体験の自覚は男39.9%よりも女47.6%のばあいに高くなっている。

(3) 年令別からみた場合

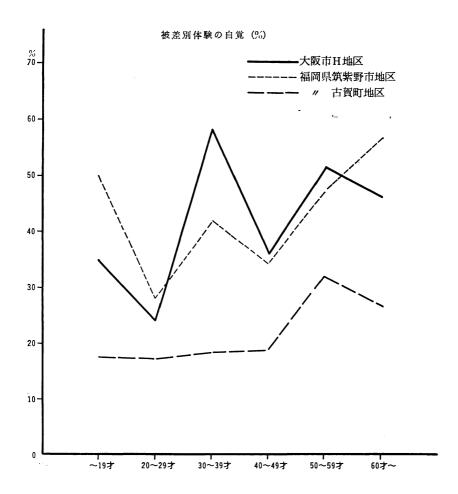
被差別体験が「ある」とするものは $60\sim69$ 才12人-60.0%にもっとも多く、 $30\sim39$ 才17人-58.6%がこれにつぎ、 $50\sim59$ 才16人-51.6%、70才以上6人-40.0%、 $40\sim49$ 才13人-36.1%で、19才未満17人-35.0%、100~100分、100~100分、100~100分、100~100分、100~100分、100~100分、100~100分 100分。100~100分 100分 1

被差別体験に対する自覚が若年層に低く、高年層に高いことは一般的傾向といえる。例えば筑紫野市の部落住民のばあいでも、「差別をうけたことがある」というものは19才未満50.0%、20~29才28.2%、30~39才42.3%、40~49才34.5%、50~59才47.1%、60~69才52.9%、70才以上64.7%で、20~29才、30~39才よりも50才以上に高くなっている(19才以下が高

(1-4) 年令別被差別体験の有無

	19	才未満	20	~29才	30	~39才	40	~49才
	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	7	35.0 (8.6)	10	24.4 (12.3)	17	58.6 (21.0)	13	36.1 (16.0)
あるともない ともいえない	13	65.0 (11.7)	31	75.6 (27.9)	12	41.4 (10.8)	23	63.9 (20.7)
合 計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)
	50	~59才	60	~69才	70	才以上	合	計
	50 N	~59才 %	60 N	~69才 %	70 N	才以上	合 N	計 %
a b c		· · · · ·			ļ			
あるともないともいえない	N	% 51.6	N	60.0	N	% 40.0	N	% 42.2

いのは標本数が少いことと、地域の運動と教育の結果による)。また古賀町の部落では「被差別体験がある」というものは19才以下20.2%、20~29才17.7%、30~39才27.5%、40~49才23.0%、50~59才29.5%、60才以上28.1%と、19才以下と20~29才の若年層に極めて少なく、50~59才、60才以上に多くなっている。若年層に被差別体験の認識と自覚が高年層よりも低いのは、戦後のこんにちでは、原始的な差別、露骨な差別言辞や差別的態度が後退し、個人に対する顕現的直接的な差別が沈潜して、差別を差別として直接的に感得する機会が減少してきたことによるものである。しかし作ら部落差別が個人的、直接的レベルのものとともに社会的、集団的レベルのものとして存在し、顕在化してきている。例えば日常生活にかかわる差別、日常的な人間関係にかかわる差別の後退と沈潜はあっても、被差別部落とその住民に対する集団的、組織的、概念的差別はかえって多発し、露骨化している。いわゆる「差別はなくなる傾向にむかっているのでなく、差別はみえにくくなっていく傾向にある」という表現がそれである。



(4) 続柄からみた場合

被差別体験が「ある」というものは3 人-50.0%の場合、その他の男 2 人-50.0%の場合にもっとも多く、世帯主37人-45.1%、配偶者 24 人-43.6%、男の子11人-44.0%となっており、女の子4 人-25.0%に少ない。(1-5)

このように、母、世帯主に男の子、女の子より、被差別体験の認識と自 覚が高いのは年令別で、若年層よりも高年層に被差別体験への自覚が高い

(1-5) 続柄別被差別体験の有無

		111	带主	Mic	出偶 者	男	の子	女	の子
		N	%	N	%	N	%	N	%
あ	。 な	37	45.1 (45.7)	24	43.6 (29.6)	11	44.0 (13.6)	4	25.0 (4.9)
あると		45	54.9 (40.9)	31	54.9 (27.9)	14	56.0 (12.6)	12	75.0 (10.8)
合、	計	82	100.0 (42.7(55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)
	`		母	70	の他の男	₹0.	他の女	合	計
		N	母 %	その N)他の男 %	その N)他の女	合 N	計 / %
, a	8	N 3				ļ	·		7
あるとい	もない		% 50.0	N	% 50.0	N	%	N	% 42.2

理由と同じである。しかし乍らこの傾向は部落解放運動を推進していくう えからも、同和教育運動をすすめていくうえからも極めて重大な問題点で ある。すなわち親の被差別体験とその差別の現実を子どもに伝承し、子ど もが親から学ぶことの運動と教育のうえにおける重要性はここから指摘せ られてくる。

(5) 学歴からみた場合

被差別体験が「ある」というものは、不就学者の場合21人-51.2%がもっとも多く、中等教育経験者23人-41.1%、義務教育修了者34人-39.1% 高等教育経験者3人-37.5%となっている。(1-6)

このばあい被差別体験に対する認識と自覚が不就学者にもっとも多く、 高等教育経験者にもっとも少ないということは、現在の教育における解放 教育の不在をもっとも適切に表明しており、現在の教育が部落の子どもに 果している役割が如何に反部落的、反解放的なものであるかを如実に示し ている。

(1-6) 学歴別被差別体験の有無

		不	就学者	義修	務教育 了 者	中経	等教育 錄 者	高経	等教育 験 者	合	計
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
あ	る	21	51.2 (25.9)	34	39.1 (42.0)	23	41.1 (28.4)	3	37.5 (3.7)	81	42.2 (100.0)
あるとともい	:もない いえない	20	48.8 (18.0)	53	60.9 (47. 7)	33	58.9 (29.7)	5	62.5 (4.5)	111	57.8 (100.0)
合	計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	100.0 (4.2)	192	100.0 (100.0)

2. 被差別体験の内容

(1) 概 要

「賤称語によるもの」16人—18.0%がもっとも多く、「教育に関するもの」13人—14.6%がこれにつぎ、「地区に関連するもの」10人—11.2%、「結婚に関連するもの」10人—11.2%、「就職に関連するもの」8人—9.0%、「漠然としたこと」8人—.0%、「友だち関係におけるもの」6人—6.7%が主なものであって、「暮しむきに関連するもの」4人—4.5%、「障害差別」4人—4.5%のほか、「職業に関連するもの」3人—3.4%、「民族差別」3人—3.4%などがまとまったものであり、「居住環境に関連するもの」「世間づきあいに関連するもの」「農業生産に関連するもの」「他所者ということ」などがみられる。(1—8)

以上のようにH部落の人々の被差別体験としての自覚は「賤称語によるもの」「地区に関連するもの」「漠然としたこと」など直接個人に向けられた差別的言動による顕現的な差別に関することを内容とするものが多く、結婚・就職など人権の侵害にかかわるものがこれに次ぎ、日常の暮しや仕事や居住環境などいわゆる差別の実態そのものを差別として自覚しているものは少ない。

このことはH部落に限ったことではない。 筑紫野市の部落住民のばあい にも同様の傾向がみられる。

(1-8) 受けた差別の内容

内	容	N	%
賤称語	てよる	16	18.0
地区に		10	11.2
居住環境		1	1.1
友だち おける		6	6.7
世間づに関す		1	1.1
結婚に	関連す	10	11.2

内 容	N	%
就業に関連するもの	8	9.0
職業に関連するもの	3	3.4
教育に関するもの	3 13	14.6
暮しむきに 連するもの	4	4.5
農業生産にお けるもの	ਤੌ <u></u> 1	1.1
民族差別	ii 3	3.4

内	容	N	%
他所者と	いう	1	1.1
漠然とし と	たこ	8	9.0
障害者	差別	4	4.5
合	計	89	100.0

受けた差別の内容 (筑紫野市)

	N	%
結 婚 差 別	21	13.3
社交上の差別	6	3.8
小学校での差別	55	34.8
差 別 言 辞	28	14.6
高校での差別	5	3.2
市民の偏見	10	6.3
職場での差別	11	7.0
中学校での差別	3	1.9
子どもの友人関係	5	3.2
老人クラブでの差別	1	0.6
PTAでの差別	2	1.3
就職差別	7	4.4
軍隊での差別	4	2.5
行政区上の差別	1	0.6
警察の偏見	1	0.6
婦人会の組織の差別	2	1.3
消防団での差別	1	0.6
合 計	158	100.0

すなわち「小学校での差別」55-34.8%や「差別言辞」28-14.6%、「市民の偏見」10-6.3%、「職場での差別」11-7.0%をはじめ、大部分が差別的言動による直接的顕現的な差別であって、社会的構造的な差別は「行政区の差別」がわずか 1-0.6% みられるだけで、「結婚差別」21-13.3%、「就職差別」 7-4.4% をふくめても極めてその自覚が低い。

また古賀町の部落のばあいをみても、その傾向は同様である。すなわ

ち、そこにおいても「賤称による差別」「地名による差別」「学校での差別」「差別の目」などが数多とりあげられてはいるが、「結婚差別」「職制での差別」以外には社会的・構造的差別の現実が提起せられていない。

被差別体験の内容

----古賀町の事例----

項目	小 計	合 計
1 賤称による差別	10	10人
2 地名による差別	18	18人
3 結婚差別	15	15人
4 職制での差別	15	15人
5 学校での差別		
1) 学校時代の差別	11	
2) 学校生活での差別行為	6	21人
3) 暴力をめぐる差別	4	
6 差別の生活場面だけの記 入のあるもの	8	8人
7 差別の目を感じる	11	11人
8 差別をうけた経験がある とだけ回答のもの	4	4人
9 差別といわれる新しい側面	2	2人

(2) 性別からみた場合

男の場合「賤称語によるもの」 9 人―18.8%がもっとも多く、「漠然としたこと」 7 人―14.6%、「教育に関すること」 7 人―14.6%のほか「地区に関連するもの」 6 人―12.5%や「結婚に関連するもの」「就業に関連するもの」「障害者差別」 各 3 人―6.3%などが主なものである。 女の場合「賤称語によるもの」「職業に関連するもの」「結婚に関連するもの」各 7 人―17.1%がもっとも多く、「教育に関するもの」 6 人―14.6%がこれにつぎ、「就業に関連するもの」 5 人―12.2%、「地区に関連するもの」「友だち関係におけるもの」各 4 人―9.8%、「暮しむきに関連するもの」 3 人―7.3%が多い。 (1 ―10)

すなわち、男では女よりも「職業に関連した差別」と「漠然とした差別」をよりつよく体験しているが、女のばあい、男よりも「結婚差別」がより深刻であり、「友だち関係における差別」がよりつよいことがみられる。

(3) 年令別からみた場合

19才未満では「漠然としたこと」、20~29才では「地区に関連するもの」 30~39才では「結婚に関連するものの」、40~49才では「就業に関連する も」、50~59才では「賤称語によるもの」、60~69才では「教育に関する もの」、70才以上では「結婚に関連するもの」がそれぞれもっとも多い。 (1-11)

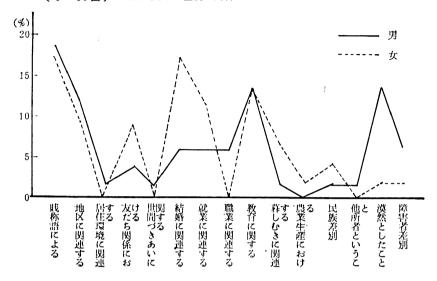
賤称語による差別は50~59才7一41.2%のばあいにもっとも多く、19才以下と20~29才の若い年令層に皆無となっていることは、露骨な差別言辞による直接的な差別が若い世代に加えられることが後退した姿を示している。しかし乍ら「漠然とした差別」が19才未満4一57.1%と20~29才2一20.0%のばあいに集中していることは、差別的な観念環境の社会的存在が若い世代のうえに作用していることを物語っている。したがって差別の現象形態は変っても、差別の存在それ自体があることには変りはない。

したがって、若い世代が地域の住民が自分たちに対して差別的であることをつよく感じとっていることは筑紫野市の地区住民の意識が示すところである。

(1-11) 年令別差別の内容

<u> </u>																
	19	才未満	20	~29才	30	~39才	40	~49才	50	~59才	60	~69才	70	才以上	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
賤称語によるもの	0	0	0	0	3	16.7 (18.8)	3	18.7 (18.8)	7	41.2 (43.8)	2	13.3 (12.5)	1	16.7 (6.3)	16	18.0 (100.0)
地区に関連するもの	1	14.3 (16.7)	3	30.0 (30.0)	2	11.1 (20.0)	3	18.7 (30.0)	0	0	1	6.7 (10.0)	0	0	10	(100.0)
居住環境に関連す るもの	0	0	0	0	1	5.6 (100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(100.0)
友だち関係におけ るもの	1	14.3 (16.7)	0	0	0	0	0	0	2	11.8 (23.3)	2	13.3 (33.3)	1	16.7 (116.7)	6	6.7 (100.0)
世間づきあいに関 するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6.7 (100.0)	0	0	1	1.1 (100.0)
結婚に関連するも の	0	0	1	10.0 (10.0)	4	22.2 (40.0)	1	6.3 (10.0)	2	11.8 (20.0)	0	0	2	33.3 (20.0)	10	11.2 (100.0)
就業に関連するも の	0	0	0	0	1	5.6 (12.5)	4	25.0 (50.0)	1	5.9 (12.5)	2	13.3 (25.0)	0	0	8	9.0 (100.0)
職業に関連するもの	0	0	1	10.0 (33.3)	0	0	1	6.3 (33.3)	1	5.9 (33.3)	0	0	0	0	3	3.4 (100.0)
教育に関するもの	1	(7.7)	2	20.0 (15.4)	1	5.6	1	6.3	3	17.6 (23.1)	4	26.7 (30.8)	1	16.7	13	14.6 (100.0)
暮しむきに関連す るもの	0	0	0	0	2	11.1 (50.0)	0	0	0	0	2	13.3 (50.0)	0	0	4	4.5 (100.0)
農業生産における もの	0	0	0	0	0	0	1	6.3 (100.0)	0	0	0	0	-0	0	1	1.1 (100.0)
民 族 差 別	0	0	0	0	1	5.6 (33.3)	2	12.5 (66.7)	0	0	0	0	0	0	3	3.4 (100.0)
他所者ということ	0	0	1	(100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)
漠然としたこと	4	57.1 (50.0)	2	20.0 (25.0)	1	5.6 (12.5)	0	0	.0	0	0	0	1	16.7 (12.5)	8	9.0 (100.0)
障害者差別	0	0	0	0	2	11.1 (50.0)	0	0	1	5.9 (25.0)	1	6.7 (25.0)	0	0	4	4.5 (100.0)
合 計	7	(7.9)	10	100.0 (11.2)	18	100.0 (20.0)	16	100.0 (18.0)	17	100.0 (19.1)	15	100.0 (16.9)	6	100.0 (6.7)	89	100.0 (100.0)

(3-10図) 性別、受けた差別の内容

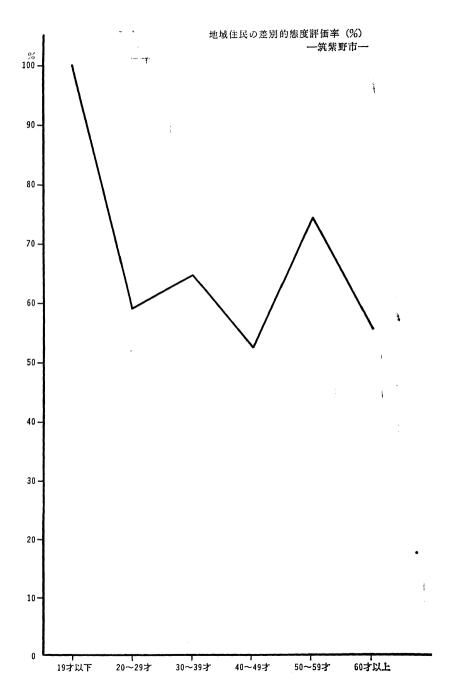


(4) 続柄からみた場合

世帯主の場合「賤称語によるもの」10人-25.0%がもっとも多く、「地区に関連するもの」6人-15.0%、「教育に関するもの」5人-12.5%、「結婚に関連するもの」4人-10.0%が主なものとなっている配偶者の場合「賤称語によるもの」「結婚に関連するもの」「就職に関連するもの」各5人-17.9%のほか、「教育に関するもの」4人-14.3%が多い。男の子では「漠然としたこと」6人-54.5%が多い。(1-12)

(5) 学歴からみた場合

不就学者の場合「教育に関するもの」4人―17.4%、「結婚に関連するもの」「障害者差別」各3人―13.0%のほか、「賤称語によるもの」「友だち関係におけるもの」「就業に関連するもの」「漠然としたこと」各2人―8.7%が主なものとせられている。義務教育修了者では「賤称語によるもの」11人―27.5%がとくに多く、教育に関するもの」6人―15.0%、「就業に関連するもの」5人―12.5%、「地区に関連するもの」「暮しむきに関連するもの」各4人―10.0%のほか、「友だち関係におけるもの」「結婚に関連するもの」各3人―7.5%が主なものである。中等教育経験



46

	世	帯 主	Ē	出偶 者	男	の子	女	の子		母	70	D他の男	7 O)他の女	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
賤称語によるもの	10	25.0 (62.5)	5	17.9 (31.3)	0	0	0	0 🔩	. 0	0	1	50.0 (6.3)	0	0	16	18.0 (100.0)
地区に関連するもの	6	15.0 (60.0)	2	7.1 (20.0)	1	9.1	1	25.0 (10.0)	0	0	0	0	0	0	10	11.2 (100.0)
居住環境に関連す るもの	1	(100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	., 0	0	0	1	(100.0)
友だち関係におけ るもの	1	2.5 (16.7)	2	7.1 (33.3)	0	0	1	25.0 (16.7)	2	50.0 (33.3)	0	0	0	0	6	6.7 (100.0)
世間づきあいに関 するもの	1	(100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(100.0)
結婚に関連するも の	4	10.0 (40.0)	5	17.9 (50.0)	0	0	_1	25.0 (10.0)	0	0	0	0	0	0	10	11.2 (100.0)
就業に関連するもの	3	7.5 (37.5)	5	17.9 (62.5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	9.0 (100.0)
職業に関連するも の	1	2.5 (33.3)	0	0	1	9.1 (33.3)	0	0	0	0	1	50.0 (33.3)	0	0	3	3.4 (100.0)
教育に関するもの	5	12.5 (38.5)	4	14.3 (30.8)	2	18.2 (15.4)	1	25.0 (7.7)	1	25.0 (7.7)	0	0	0	0	13	14.6 (100.0)
暮しむきに関連す るもの	2	5.0 (50.0)	1	3.6 (25.0)	0	0	0	0	1	25.0 (25.0)	0	0	0	0	4	4.5 (100.0)
農業生産における もの	0	0	1	3.6 (100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(100.0)
民 族 差 別	2	5.0 (66.7)	1	3.6 (33.3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3.4 (100.0)
他所者ということ	1	2.5 (100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(100.0)
漠然としたこと	1	2.5 (12.5)	1	3.6 (12.5)	6	54.5 (75.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	8	9.0 (100.0)
障害者差別	2	5.0 (50.0)	1	3.6 (- 25.0)	_1_	9.1 (25.0)	0	0 .	0	0	0	0	0	.0	4	4.5 (100.0)
合 計	40	100.0 (44.9)	23	100.0 (31.5)	11	100.0 (12.4)	4	(4.5)	4	100.0 (4.5)	2	100.0 (2.2)	0	0	89	100.0 (100.0)

者の場合「淡然としたこと」5人―21.7%が多く、「地区に関連するもの」

「結婚に関連するもの」各 4 人-17.4%、「賤称語によるもの」「教育に関するもの」各 3 人-13.0%が多い。高等教育経験者では一地区に関連するもの」「職業に関連するもの」「漠然としたこと」各 1 人-33.3%となっている。(1 -13)

(1-13) 学歴別差別の内容

	不	就学者	義修	務教育 了 者		等教育 験 者	高経	等教育 験 者	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
賤称語によるも の	2	8.7 (12.5)	11	27.5 (68.8)	3	13.0 (18.8)	0	0	16	18.0 (100.0)
地区に関連するもの	1	4.3 (10.0)	4	10.0 (40.0)	4	17.4 (40.0)	1	33.3 (10.0)	10	11. 2 (100. 0)
居住環境に関連するもの	0	0	1	2.5 (100.0)	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)
友だち関係にお けるもの	2	8.7 (33.3)	3	7.5 (50.0)	1	4.3 (16.7)	0	0	6	6.7 (100.0)
世間づきあいに 関するもの	1	4.3 (100.0)	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)
結婚に関連する もの	3	13.0 (30.0)	3	7.5 (30.0)	4	17. 4 (40. 0)	0	0	10	11. 2 (100. 0)
就業に関連する もの	2	8.7 (25.0)	5	12.5 (62.5)	1	4.3 (12.5)	0	0	8	9. 0 (100. 0)
職業に関連する もの	0	0	1	2.5 (33.3)	1	4.3 (33.3)	1	33. 3 (33. 3)	3	3. 4 (100. 0)
教育に関するもの	4	17.4 (30.8)	6	15.0 (46.2)	3	13. 0 (23. 1)	0	0	13	14.6 (100.0)
暮しむきに関連 するもの	0	0	4	10.0 (100.0)	0	0	0	0	4	4.5 (100.0)
農業生産におけ るもの	1	4.3 (100.0)	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)
民族差別	2	8.7 (66.7)	1	2.5 (33.3)	0	0	0	0	3	3. 4 (100. 0)
他所者ということ	0	0	0	0	1	4.3 (100.0)	0	0	1	1.1 (100.0)
漠然としたこと	2	8.7 (25.0)	0	0	5	21. 7 (62. 5)	1	33. 3 (12. 5)	8	9.0 (100.0)
障害者差別	3	13.0 (75.0)	1	2.5 (25.0)	0	0	0	0	4	4.5 (100.0)
合 計	23	100.0 (25.8)	40	100.0 (44.9)	23	100.0 (25.8)	3	100.0 (3.4)	89	100.0 (100.0)

第2章 部落問題に対する認識

部落大衆自身が部落間題に対してどの程度の認識状況におかれているかをみることは、地域の部落解放運動を組織し、大衆に部落問題に対する科学的認識を育成し、大衆を理論的に武装し、解放への思想と展望を大衆一人一人に学びとらせていく筋道を明確にするうえに極めて重要な問題である。

1. 狭山差別裁判に対する認識

(1) 概 要

狭山差別裁判を「知っている」ものは 185人-96.4%で、「知らない」もの7人-3.6%はごく-部である。 (4-1)

(4-1)狭山差別裁判の認識

	知っている	知らない	合	計
N	185	7	192	
%	96.4	3.6	100.	0

「狭山差別裁判」に対するH

地区の大衆の認識率が高いのは、部落解放運動におけるとりくみの力量に比例するものである。このことは例えば古賀町の

ばあい「狭山差別裁判」の部落大衆の認識率は79.8%、北九州市のばあい 83.1%となっている。

(2) 性別からみた場合

狭山差別裁判のことを「知っている」ものは男92人-97.9%、女93人-94.9%で、「知らない」ものは男2人-2.1%、女5人-5.1%で男より女に知らないものが若干多い。(4-3)この傾向は古賀町のばあいも同様で、「知らないもの」が男のばあい15.7%より女のばあい24.1%に多い。

(4-3)性別狭山差別裁判の認識

		男		女	合	計
	N	%	N	%	N	%
知っている	92	97.9 (49.7)	93	94.9 (50.3)	185	96.4 (100.0)
知らない	2	2.1 (28.6)	5	5.1 (71.4)	7	3.6 (100.0)
合 計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	192	100.0 (100.0)

(3) 年令からみた場合

狭山差別裁判について「知っている」ものは $20\sim29$ 才、 $50\sim59$ 才、 $60\sim69$ 才のばあい全員であり、「知らない」ものは19才未満、 $30\sim39$ 才、 $40\sim49$ 才に各1人と70才以上に4人-26.7%ある。(4 -4)

		19	才未満	20	~29才	30	~39才	40	~49才
		N	%	N	%	N	%	N	%
知って	ている	19	95.0 (10.3)	41	100.0 (22.2)	28	96.6 (15.1)	35	97.2 (18.9)
知ら	ない	1	5.0 (14.3)	0	0	1	3.4 (14.3)	1	2.8 (14.3)
合	計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)
		50	~59才	60	~69才	70	才以上	合	計
		N	%	N	%	N	%	N	%
知つ	ている	31	100.0 (16.8)	20	100.0 (10.8)	11	73.3 (5.9)	185	96.4 (100.0)
知ら	ない	0	0	0	0	4	26.7 (57.1)	7	3.6 (100.0)
			100.0		100.0		100.0		$\overline{100.0}$

(4-4) 年令別狭山差別裁判の認識

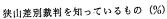
狭山差別裁判を知らないものが、どちらかといえば若い年令層と高年令層に多くみられるというH部落の傾向は一般的のようである。例えば古賀町のばあいをみても、狭山差別裁判を知っているものは19才未満70.2%、20~29才77.3%と60才以上64.8%が30~39才85.8%、40~49才92.8%、50~59才84.8%よりも少なくなっている。

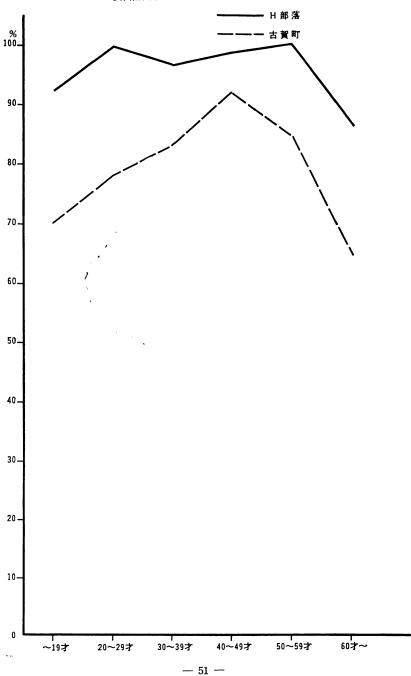
(4) 続柄からみた場合

「知っている」ものは女の子 16人-100.0%にもっとも多く、母 4 人-66.7%にもっとも少ない。「知らない」ものは世帯主に 3人-3.7%、配偶者に 1人-1.8%、男の子に 1人-4.0%、母に 2人-33.3%みられる。「4-5

(5) 学歴からみた場合

狭山差別裁判のことを「知っている」ものは、不就学者では36人-87.8 %、義務教育修了者では86人-98.9%、中等教育経験者では55人-98.2% 高等教育経験者では8人-100.0%となっている。 したがって、不就学者





のばあいに「知らない」もの5人-12.2%が多い。(4-6)とこにも教育権をうばわれていることが、人々の解放への自覚と差別への認識をうばっているかが明らかである。

(4-5) 続柄別狭山差別裁判の認識

	/ _Ш	带主	Pic.	出偶 者	男	の子	女	の子
\times	N	%	Ń	`-%	N	%	N	%
知っている	79	96.8 (42.7)	54	98.2 (29.2)	24	96.0 (13.0)	16	100.0 (8.6)
知らない	3	3.7 (42.9)	1	1.8 (14.3)	1	4.0 (14.3)	0	0
合 計	82	100.0 (42.7)	55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)
	•	母	その)他の男	その)他の女	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%
知っている	6	66.7 (2.2)	4	(2.2)	4	$100.0 \\ (2.2)$	185	96.4 (100.0)
知らない	2	33.3 (28.6)	0	0	0	0	7	3.6 (100.0)
合 計	4	100.0 (3.1)	4	100.0 (2.1)	4	100.0 (2.1)	192	100.0 (100.0)

(4-6) 学歴別狭山差別裁判の認識

	不	就学者	義修	務教育 了 者	中経	等教育 験 者	高経	等教育 験 者	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
知っている	36	87.8 (19.5)	86	98.9 (46.5)	55	98.2 (29.7)	8	100.0 (29.7)	135	96.4 (100.0)
知らない	5	12.2 (71.4)	1	1.1 (14.3)	1	1.8 (14.3)	0	0	7	3.6 (100.0)
合 計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	100.0 (29.2)	192	100.0 (100.0)

2. 狭山差別裁判に対する関心

(1) 概 要

狭山差別裁判に関心をもっている人は、157人-84.9%で、関心のない人は10人-5.4%、わからない人は18人-9.7%となっている。 (4-8)

(4-8) 狭山差別裁判への関心の有無

	あ	る	な	ζì	わからない
N	15	7	1	0	18
%	8	4.9		5.4	9.7

すなわち調査対象者総数からすれば、H部落では狭山差別裁判に関心のある人は81.8%となる。

狭山差別裁判に対する部落大衆の関心のつよさは地域の解放運動におけるとりくみの力量によるものである。例えば北九州市では関心があるものは82.1%、古賀町では59.2%、筑紫野市では71.6%となっている。

(2) 性別からみた場合

狭山差別裁判に関心が「ある」ものは、男82人-89.1%、女75人-80.6%で、男の場合に女の場合よりも関心が多少ながらつよい。しかしながら、関心の「ない」ものは男2人-2.2%、女8人-8.6%で、「わからない」ものが男8人-8.7%、女10人-10.8%とみられる。しかも「知っている」ことと「関心がある」ことでは後者が前者よりも少なく、「知っている」ことがそのまま関心とならない点に問題がある。(4-10)

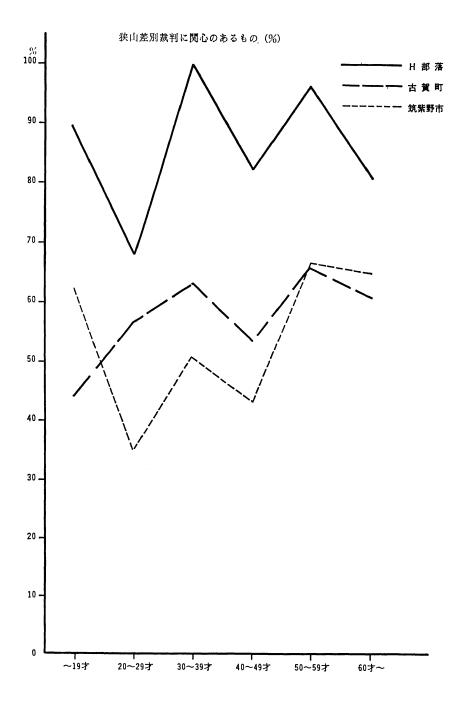
	-		男		女	合	計
		N	%	N	%	N	%
あ	る	82	89.1 (52.2)	75	80.6 (47.8)	157	8 4.9 (100.0)
な	しい	2	(20.0)	8	(80.0)	10	5.4 (100.0)
わから	ない	8	8.7 (44.4)	10	10.8 (55.6)	18	9.4 (100.0)
合	計	92	100.0 (49.7)	93	100.0 (50.3)	185	100.0 (100.0)

(4-10) 性別狭山差別裁判の関心の有無

狭山差別裁判に対する関心が男よりも女に稀薄であることは一般的傾向 といえよう。筑紫野市の差別部落の大衆のばあい、狭山差別裁判に関心が あるものは男のばあい82.6%、女のばあい81.1%で女よりも男に多く、古 賀町のばあいも同様で切63.5%、女54.9%と狭山差別裁判に関心があるも のは女より男に多くなっている。

(3) 年令別からみた場合

狭山差別裁判に対する関心が「ある」ものは30~39才の場合全員で、19 才未満17人―89.5%、50~59才30人―96.8%、60~69才17人―85.0%は平 均率84.9%以上に関心が「ある」ものが多く、関心が低いのも20~29才28 人68.3%と70才以上8人―72.7%である。(4—11)



(4-11) 年令別狭山差別裁判の関心の有無

		19	才未満	20	~29才	30	~39才	40	~49才
`		N	%	N	%	N	%	N	%
あ	る	17	89.5 (10.8)	28	68.3 (17.8)	28	100.0 (17.8)	29	82.9 (18.5)
な	い	2	10.5 (20.0)	5	12.2 (50.0)	0	0	1	2.9 (10.0)
わから	ない	0	0	8	19.5 (44.4)	0	0	5	14.3 (27.8)
合	計	19	100.0 (10.3)	40	100.0 (22.2)	28	100.0 (15.1)	35	100.0 (15.1)
		50	~59才	60	~69才	70	才以上	合	
		50 N	~59才 %	60 N		70 N			
<i>b</i>	3				~69才		才以上	合	計
あ な	るい	N	% 96.8	N	~69才 % 85.0	N	才以上 % 72.7	合 N	計 % 84.9
	い	N 30	% 96.8 (19.1)	N 17	~69才 % 85.0 (10.8)	N 8	才以上 % 72.7 (5.1) 18.2	合 N 157	計 % 84.9 (100.0) 5.4

以上からみると20~29才の若年層と60才以上の高年層にどちらかといえば狭山差別裁判に対する関心が低くなっているが、この傾向は他の部落のばあいにもみられる。筑紫野市のばあいでも関心があるものは、20~29才74.5%にとくに少なく、また古賀町のばあいでも関心があるものは19才以下44.1%と20~29才56.9%に平均率59.2%よりも少なくなっている。

(4) 続柄からみた場合

狭山差別裁判に関心が「ある」ものは母 4 人一100.0%、その他の男 4 人一100.0%を別とすれば、男の子22人一91.7%に世帯主 68人一86.1%や配偶者47人一87.0%より多く、女の子10人一62.5%にもっとも少ない。関心がないものは世帯主 3 人一3.8%、配偶者に 2 人一3.7%、男の子に 1 人一4.2%、女の子に 4 人一25.0%みられる。(4 —12)

(5) 学歴からみた場合

狭山差別裁判を知っている人々で、関心のあるものは、不就学者では32人-88.9%、義務教育修了者では75人-87.2%、中等教育経験者の場合45人-81.8%、高等教育経験者の場合5人-62.5%となっている。したがって、狭山差別裁判のこを知っているにもかかわらず、そのことに関心がある人々は学歴の低いものの場合に、学歴の高い人々よりも多い。(4-13)

(4-12) 続柄別狭山裁判の関心の有無

		111	带主	Mil	出偶者	男	の子	女	の子
		N	%	N	%	N	%	N	%
あ	る	68	86.1 (43.3)	47	87.0 (29.9)	22	91.7	1.0	62.6 (6.4)
な	い	3	3.8 (30.0)	2	3.7 (20.0)	1	4.2 (10.0)	4	25.0 (40.0)
わから	ない	8	10.1 (44.4)	5	4.3 (27.8)	1	4.2 (5.6)	2	12.5 (11.1)
合	計	79	100.0 (42.7)	54	100.0 (29.2)	24	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.6)
		1		i -			- 11 - 1		
			母	その	の他の男	そ0.)他の女	合	計
		N	炒	N N	D他の男 %	N	0他の女	台 N	#f %
, a	3	N 4							
あな	るい	l .	% 100.0	N	% 100.0	N	% 50.0	N	% 84.9
ļ	い	4	% 100.0 (2.5)	N 4	% 100.0 (2.5)	N 2	% 50.0 (1.3)	N 157	% 84.9 (100.0) 5.4

(4-13) 学歴別狭山差別裁判の関心の有無

	不就学者		就学者	義務教育 修 了 者		中	等教育 験 者	高 経	等教育 験 者	合	計
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
あ	る	32	88.9 (20.4)	75	87.2 (47.8)	45	81.8 (23.7)	5	62.5	157	84.9 (100.0)
な	い	1	2.8	5	5.8 (50.0)	3	5.5 (10.0)	1	12.5 (10.0)	10	5.4 (100.0)
わから	らない	3	8.3 (16.7)	6	7.0 (33.3)	7	25.0 (11.1)	2	25.0 (11.1)	18	9.7 (100.0)
合	計	36	100.0 (19.5)	86	100.0 (46.5)	55	100.0 (4.3)	8	$100.0 \\ (4.3)$	185	100.0 (100.0)

てのように学歴の高いものほど狭山差別裁判に対する関心が低いことは、 現在の教育が差別の再生産につながることが多く、また部落解放の思想と 展望の育成、ことに部落の子どもの社会的立場への自覚の保障がまったく 欠落したものであることを如実に示している。

3. 同和対策審議会答申に対する認識

(1) 概 要

同和対策審議会答申について「名前だけ知っている」というものは87人 -45.3%で半数近く、「内容も知っている」というのは59人-307%と3分 の1に足りない。また「答申を知らない」ものは46人-24.0%と4分の1 近くみられる。しかも、「内容を知っている」といいながら「よく理解している」ものは50人-86.2%であるから、したがって答中を本当に知っているものは全体の26.0%にとどまっている。(4-15)(4-16)

(4-15) 同和対策審議会答申の認識

(4-16) 同和対策審議会答申 内容の認識

	名前だけ知っている	内容も知 っている	知らない	合 計
N	87	59	46	192
%	45.3	30.7	24.0	100.0

	よく理解 している	理解がた りない	合 計
N	50	8	158
%	86.2	13.8	100.0

答中に対する認識もまた地域の部落解放運動とふかくかかわっている。 すなわち答申を知らないものがH地区24.0%、筑紫野市では42.1%、古賀 町では40.7%という数字がこれを示している。

(2) 性別からみた場合

「同対審」答申について「知らない」ものは男 18 人-19.1% よりも女 28人-28.6%の場合に多い。また「名前だけを知っている」ものにおいては男44人-46.8%が女43人-43.9%よりも多く、「内容も知っている」というものについても男32人-34.0%の場合、女27人-27.6%よりも多い。 (4-19) また答申の内容を「よく理解している」とみられるものは男 27 -28.7%のばあいに女23-23.5%のばあいよりも多い。

(4-19) 性別「同対審」答申の認識

		男		女	合	it
	N	%	N	%	N	%
名前だけ知っている	44	46.8 (51.6)	43	43.9 (49.4)	87	45.3 (100.0)
内容も知っ ている	32	34.0 (54.2)	27	27.6 (45.7)	59	30.7 (100.0)
知らない	18	19. 1 (39. 1)	28	28.6 (60.9)	46	24.0 (100.0)
合 計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	192	100.0 (100.0)

答中に対する認識率が 男より女に低いことは筑 紫野市のばあい(男58.9 %、女55.7%)や、古賀 町の事例(男 67.8%、 女51.3%)からもうかが われる。

(3) 年令別からみた場合

「同対審」答申を「知らない」というものは19才未満5人-25.0%と20~29才10人-24.4%の若い世代と、60~69才7人-35.0%と70才以上11人-73.3%の高年令層に多い。答申の「内容も知っている」ものは30~39才

13人-44.8%、40~49才15人-41.7%、50~59才16人-51.6%の中年層に多い。 (4-21)

答申の内容も「知っている」というもので、その内容について「よく理解している」ものを年令別にみると、19才未満1人-5.0%、20~29才9人-22.0%、30~39才11人-37.9%、40~49才13人-36.1%、50~59才15人-48.4%、60~69才1人-5.0%、70才以上0人-0.0%となっている。(4-23)

(4-21) 年令別「同対審」答申の認識

	19	才未満	20	~29才	30	~39才	40	~49才
	N	%	N	%	N	%	N	%
名前だけ知っ ている	14	70.0 (16.1)	20	48.8 (23.0)	12	41.4 (13.8)	17	47.2 (19.5)
内容も知って いる	1	5.0 (1.7)	11	26.8 (18.6)	13	44.8 (22.0)	15	41.7 (25.4)
知らない	5	25.0 (10.9)	10	24. 4 (21. 7)	4	13.8	4	(8.7)
合 計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)
	<u> </u>	\		\		(= 0 ; = /		(10.0)
	50	~59才	60	~69才	70	才以上	合	
	50 N		60 N		70 N	<u>'</u>	合 N	
名前だけ知っている		~59才		~69才		才以上		計
	N	~59才 % 32.3	N	~69才 % 50.0	N	才以上 % 26.7	N	計 % 45.3
ている 内容も知って	N 10	~59才 % 32.3 (11.5) 51.6	N 10	~69才 % 50.0 (11.5) 15.0	N 4	才以上 % 26.7 (4.6)	N 87	計 % 45.3 (100.0) 30.7

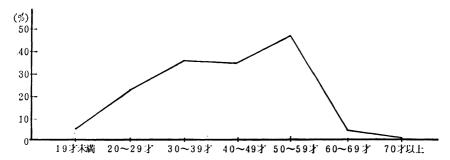
「同対審」答申を知らないものが若年層と高年層に多いことは一般的で、例えば筑紫野市では20~29才58.8%にとくにめだって多く、古賀町では知らないものが19才未満54.5%、20~29才42.7%、30~39才50.6%にとくに多くなっている。

「同対審」答申を知らないもの(%)

	~19才	20~29才	30~39才	40~49才	50~59才	60才~	全 体
H部落	25.0	24.4	13.8	11.1	16.1	51.4	24.0
筑紫野市	25.0	58.8	48.6	41.6	27.5	40.4	41.2
古賀町	54.5	42.7	50.6	37.1	43.6	41.2	43.5

このように若い世代に「同対審」答申を認識し、理解しているものが少ないということは、部落解放運動や同和教育の問題として再考せられなければならない。





(4) 続柄からみた場合

答申の「内容も知っている」ものは、配偶者22人-40.0%にもっとも多く、世帯主32人-39.0%がこれにつぎ、男の子4人-16.0%に少なく、女の子に0人-0.0%であることは、とくに注目 せられなければならない。 (4-24)

また、「よく理解している」ものは、世帯上の地位別にみると世帯主28人-34.1%で、配偶者18人-32.8%、男の子 3人-12.0%、女の子、母、その他男、その他女 0 -0.0%となっている。このように 答申を理解しているものが、男の子どもに少なく、女の子どもに皆無であることは極めて重大なことである。

(5) 学歴からみた場合

「同対審」答申について、その「内容をも知っている」というものは、不就学者の場合 9 人-22.0%、義務教育修了者では32人-36.8%、中等教育経験者では17人-30.4%、高等教育経験者の場合 1 人-12.5%となっている。(4-26)

「内容を知っている」という人々で、本当に「よく理解している」とみられるものは、不就学者で8人-88.9%、義務教育修了者で27人-87.1%中等教育経験者で14人-82.4%、高等教育経験者で1人-100.0%となっている。

(4-24) 続柄別「同対審|答申の認識

	世	帯主	西己	出偶 者	男	の子	女	の子
	N	%	N	%	N	%	N	%
名前だけ知っ ている	31	37.8 (35.6)	23	41.8 (26.4)	17	68.0 (19.5)	9	56.3 (10.3)
内容も知って いる	32	39.0 (54.2)	22	40.0 (37.3)	4	16.0 (8.7)	0	0
知らない	19	23.2 (41.3)	10	18.2 (21.7)	4	16.0 (8.7)	7	43.8 (15.2)
合 計	82	100.0 (42.7)	55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)
		母	その他の男		その他の女		合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%
名前だけ知っ ている	2	33.3 (2.3)	3	75.0 (3.4)	2	50.0 (2.3)	87	45.3 (100.0)
内容も知って いる	0	. 0	1	25.0 (1.7)	0	0	59	30.7 (100.0)
知らない	4	66.7 (8.7)	0	0	2	50.0	46	24.0 (100.0)
合 計	6	100.0 (3.1)	4	100.0 (2.1)	4	100.0 (2.1)	192	100.0 (100.0)

(4-26) 学歴別「同対審|答申の認識

	不就学者		義修	義務教育 修 了 者		等教育 了 者	高 修	等教育 了 者	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N.	%
名前だけ知っ ている	19	46.3 (21.8)	35	40.2 (40.2)	26	46.4 (29.9)	7	87.5 (8.0)	87	45.3 (100.0)
内容も知って いる	9	22.0 (15.3)	32	36.8 (54.2)	17	30.4 (28.8)	1	12.5 (1.7)	59	30.7 (100.0)
知らない	13	31.7 (28.3)	20	23.0 (43.5)	13	23.2 (28.3)	0	0	46	24.0 (100.0)
合 計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	$100.0 \\ (4.2)$	192	100.0 (100.0)

このばあい内容も知っているものが高等教育修了者にはわずか 1 人一12.5%しかみられず、また中等教育修了者のばあい17人一30.4%が義務教育修了者35人一40.2%のばあいと比べて少ないということは、ここにも現在における解放教育の不毛性が上級学校ほどつよくなっていることを示している。

4. 同和対策事業特別措置法に対する認識

(1) 概 要

同和対策事業特別措置法について「内容も知っている」というものは75 人-39.1%で3分の1あまりであり、「知らない」というものは78人一 40.6%、「名前だけ知っている」というものは39人-20.3%となっている。 (4-30)

しかも、「内容をよく理解している」とみられるものは70人-36.5%で3分の1である。(4 -31)

(4-30) 「措置法」の認識

(4-31) 「措置法」の内容認識

	内容も知っ ている	知らない	名前だけ知 っている	合 計
N	75	78	39	192
%	39.1	40.6	20.3	100.0

	よく理解 している	理解がた りない	合 計
N	70	5	75
%	93.3	6.7	100.0

「措置法」の認識がこのように必ずしも十分でないことは一般的傾向である。例えば筑紫野市では38.5%、古賀町では44.2%、北九州市では52.6%というのが「措置法」を知らない人々の比率である。

(2) 性別からみた場合

「知らない」ものは、男33人-35.1%よりも女45人-45.9%に多い。また「名前だけ知っている」ものは、男22人-23.4%の場合に、女17人-17.3%の場合よりも多く、「内容も知っている」ものは男39人-41.5%の

(4-44) 性別「措置法」の認識

	男			女	合	計
	N	%	N	%	N	%
内容も知って いる	39	41.5 (52.0)	36	36.7 (48.0)	75	39.1 (100.0)
知らない	33	35.1 (42.3)	45	45.9 (57.7)	78	40.6 (100.0)
名前だけ知っ ている	22	23.4 (56.4)	17	17.3 (43.6)	39	20.3 (100.0)
合 計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	193	100.0 (100.0)

(4-45) 性別「措置法」の内容の認識

	男			女	合	計
	N	%	N	%	N	%
よく理解している	37	94.9 (52.9)	33	91.7	70	93.3 (100.0)
理解がたりない	2	5.1 (40.0)	3	8.3 (60.0)	5	6.7 (100.0)
合 計	39	100.0 (52.0)	36	100.0 (48.0)	75	100.0 (100.0)

場合に、女36人-36.7%よりも多い。 (4-44)

また、内容を「よく理解しているもの」が男37人-39.3%のばあいに女36人-36.6%のばあいよりも多い。

同和対策事業特別措置法を知らないものが男のばあいよりも女のばあいに多いことは一般的な傾向である。すなわち「知らないもの」は筑紫野市でも女のばあい42.5%に男のばあい36.6%よりも多く、古賀町でも女52.8%に男34.3%より多い。

(3) 年令からみた場合

「措置法」について「知らない」というものは19才未満10人-50.0%、20~29才17人-41.5%の若い世代と、60~69才15人-75.0%と70才以上15人-100.0%の高年令層に多い。「内容も知っている」というものは30~39才14人-48.3%、40~49才18人-50.0%、50~59才16-51.6%に多い。

しかも「措置法」について「内容をよく理解している」ものは19才未満では8人-40.0%、20~29才では13人-31.7%、30~39才では14人-48.3%、40~49才17人-44.2%、50~59才13人-41.9%、60~69才では5人-25.0%、70才以上では0人-0.0%ということになる。(4-47)

(4-47)

	19才未満		20	~29才	30	~39才	40~49才		
	N	%	N	%	N	%	N	%	
内容も知って いる	8	40.0 (10.7)	14	34.1 (18.7)	14	48.3 (18.7)	18	50.0 (24.0)	
知らない	10	50.0 (12.8)	17	41.5 (21.8)	4	13.8 (5.1)	9	25.0 (11.5)	
名前だけ知っ ている	2	10.0 (5.1)	10	24.4 (25.6)	11	37.9 (28.2)	9	25.0 (23.1)	
合 計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)	
	50~59才								
	50	~59才	60	~69才	70	才以上	合	計	
	50 N	~59才 %	60 N	~69才 %	70 N	才以上	合 N	計 %	
内容も知っている				·				%	
	N	% 51.6	N	% 25.0	N	%	N	39.1 (100.0)	
いる	N 16	% 51.6 (21.3) 25.8	N 5	% 25.0 (6.7) 75.0	N 0	0 100.0	N 75	% 39.1 (100.0) 40.6 (100.0)	

措置法を知らないものが若い世代と高令者に多いことは一般的傾向である。例えば筑紫野市では20~29才64.7%に知らないものが3分の2近くもいてもっとも多く、古賀町では知らないものが19才未満65.5%と20~29才53.2%と60才以上50.8%に平均率44.2%以上に多くなっている。このことは部落解放運動をたたかううえで極めて重大な問題点である。

(4) 続柄からみた場合

「措置法」の「内容も知っている」というものは、配偶者29人-52,7%にもっとも多く、男の子11人-44.0%がこれに次ぎ、世帯主30人-36.6%で、女の子3人-18.8%に少ない。(4-49)

また、内容も知っているといいながら、「理解がたりない」ものは世帯主に1人-3.3%、配偶者に2人-6.9%、男の子に1人-9.1%みられる。

世帯主 配偶者 男の子 女の子 Ν % N % N % N % 内容も知って 36.6 52.7 18.8 44.030 29 3 11 38.7)(14.7)いる 40.0)4.0)37.8 29.1 40.0 56.3 知らない 31 16 10 9 (39.7)(20.5)(12.8)(11.5)名前だけ知っ 25.6 18.2 16.0 25.0 21 10 4 4 ている (53.8)(25.6)(10.3)(10.3)100.0 100.0 100.0 100.0 合 計 82 25 16 55 (42.7)(13.0)(28.6)8.3)その他の男 その他の女 8 合 計 % Ν Ν % N N % % 内容も知って 50.0 39.1 0 0 2 0 0 75 2.7)(100.0)いる 100.0 50.0 100.0 40.6 知らない 6 2 4 78 7.72.6)(5.1)(100.0)名前だけ知っ 20.3 0 0 0 0 0 0 39 (100.0)ている 100.0 100.0 100.0 100.0 192 合 計 6 4 4 3.1) 2.1) 2.1)(100.0)

(4-49) 続柄別「措置法」の認識

ことに「知らない」というものが、男の子40.0%や女の子56.3%のばあいに、世帯主37.8%や配偶者29.1%のばあいよりも多いことは注目せられなければならない。

(5) 学歴からみた場合

「措置法」をその「内容を知っている」という人は、不就学者で10人一

24.4%、義務教育修了者で35人-40.2%、中等教育経験者で25人-44.6% 高等教育経験者で5人-62.5%となっている。高学歴者の場合に低学歴者 の場合よりも「内容を知っている」というものが多い。 (4-51)

また、「措置法」をその内容を知っているという人々で、「よく理解している」ものは、不就学者で10人-100.0%、義務教育修了者で32人-91.4%、中等教育経験者で24人-96.0%、高等教育経験者で4人-80.0%となっている。

		不就学者		不就学者 義務教育 修 了 者		中経		高経	等教育 験者	合	計
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も	知って	10	24.4 (13.3)	35	40.2 (46.7)	25	44.6 (33.3)	5	62.6 (6.7)	75	39.1 (100.0)
	ない	25	61.0 (32.1)	33	37.9 (42.3)	17	30.4 (21.8)	3	37.5 (3.8)	78	40.6 (100.0)
名前だりている	け知っ	6	14.6 (15.4)	19	21.8 (48.7)	14	25.0 (35.9)	0	0	39	20.3 (100.0)
合	計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	100.0 (4.2)	192	100.0 (100.0)

(4-51) 学歴別「措置法」の認識

この場合「知らない」ものが高等教育経験者のばあいに中等教育経験者 のばあいより多く、義務教育修了者のばあいとほぼ同じであるということ は、高度な教育が必ずしも部落解放の思想と認識の育成にそのままつなが るものでないことを示している。

5. 部落解放総合計画に対する認識

(1) 概 要

部落解放総合計画の「内容も知っている」ものは123人-64.1%で、約3分の2であり、「名前だけ知っている」ものは31人-16.1%で、「知らない」ものは38人-19.8%みられる。(4-56)

(4-56) 総合計画の認識

	内容も知っている	知らない	名前だけ知って いる	合 計
N	123	38	31	192
%	64.1	19.8	16.1	100.0

(2) 性別からみた場合

総合計画の「内容も知っている」というものは男68人―72.3%の場合、 女55人―56.1%の場合よりも多い。「名前だけ知っている」ものは男13人 ―13.8%より女18人―18.4%に若干多くなっている。そして「知らない」 というものは男13人―13.8%の場合よりも、女25人―25.5%の場合に多い。(4—58)

(4-58) 性別総合計画に対する認識

		男		女	合 計	
	N	%	N	%	N	%
内容も知って いる	68	72.3 (55.3)	55	56.1 (44.7)	123	64.1 (100.0)
知らない	13	13.8 (34.2)	25	25.5 (65.8)	38	19.8 (100.0)
名前だけ知っ ている	13	13.8 (41.9)	18	18.4 (58.1)	31	16.1 (100.0)
合 計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	192	100.0 (100.0)

(3) 年令からみた場合

総合計画について「知らない」というものは、19才未満 5 人一25.0%、20~29才 6 人一14.6%の若い年令層と60~69才 8 人一40.0%、70才以上 9

(4-59) 年令別総合計画に対する認識

	19才未満		20~29才)~39才	40~49才	
	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知って いる	14	70.0	27	65.9 (22.0)	26	89.7 (21.1)	26	72.2 (21.1)
知らない	5	25.0 (13.2)	6	14.6 (15.8)	2	6.9 (5.3)	4	11.1 (10.5)
名前だけ知っ ている	1	5.0 (3.2)	8	19.5 (25.8)	1	3.4 (3.2)	6	16.7 (19.4)
合 計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)
	50	~59才	60	~69才	70	才以上	合	計
	50 N	~59才	60 N	~69才 %	70 N	才以上%	合 N	計 %
内容も知っている						· · · · · ·		
知らない	N	%	N	%	N	%	N	% 64.1
いる	N 21	% 67.7 (17.1) 12.9	N 8	% 40.0 (6.5) 40.0	N 1	% 6.7 (0.8) 60.0	N 123	% 64.1 (100.0) 19.8

人-60.0%の高年令層に多い。「内容も知っている」ものは30~39才26人-89.7%、40~49才26人-72.2%に多く、19才未満14人-70.0%、20~29才27人-65.4%と、どちらかといえば若い年令層に少なく、50~59才21人-67.7%60~69才8人-40.0%、70才以上1人-6.7%と高年令化につれて少なくなっている。(4-59)

(4) 続柄からみた場合

総合計画の「内容も知っている」ものは、配偶者41人-74.5%と男の子18人-72.0%、その他の男3人-75.0%に多く、世帯主53人-64.6%や女の子8人-50.0%に少なく、母やその他の女にはない。(4-60)

(4-60) 続柄別総合計画に対する認識

	世帯主		世帯主 配偶者			の子	女の子		
	N	%	N	%	N	%	N	%	
内容も知って いる	53	64.6 (43.1)	41	74.5 (33.3)	18	72.0 (14.6)	8	50.0 (6.5)	
知らない	15	18.3 (39.5)	5	9.1 (13.2)	3	12.0 (7.9)	4	25.0 (10.5)	
名前だけ知っ ている	. 14	17.1 (45.2)	9	16.4 (29.0)	4	16.0 (12.9)	4	25.0 (12.9)	
合 計	82	100.0 (42.7)	55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)	
		母	その他の男		その)他の女	合 計		
	N	%	N	%	N	%	N	%	
内容も知って いる	0	0	3	75.0 (2.4)	0	0	123	64.1 (100.0)	
知らない	6	100.0 (15.8)	1	25.0 (2.6)	4	100.0 (10.5)	38	19.8 (100.0)	
名前だけ知っ ている	0	0	0	0	0	0	31	16.1 (100.0)	
合 計	6	$100.0 \\ (3.1)$	4	100.0 (2.1)	4	100.0 (2.1)	192	100.0 (100.0)	

(4-61) 学歴別総合計画に対する認識

	不	不就学者		不就学者 義務教育 修 了 者		中等教育 経験者		高等教育 経 験 者		合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
内容も知って いる	18	43.9 (14.6)	61	70.1 (49.6)	40	71.4 (32.5)	4	50.0 (3.3)	123	64.1 (100.0)	
知らない	12	29.3 (31.6)	15	17.2 (39.5)	7	12.5 (18.4)	4	50.0 (10.5)	38	19.8 (100.0)	
名前だけ知っ ている	11	26.8 (35.5)	11	12.6 (35.5)	9	16.1 (29.0)	0	0	31	16.1 (100.0)	
合 計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	100.0 (4.2)	192	100.0 (100.0)	

(5) 学歴からみた場合

総合計画の「内容も知っている」ものは、不就学者の場合18人-43.9% 義務教育修了者では61人-70.1%、中等教育経験者の場合40人-71.4%、 高等教育経験者では4人-50.0%となっている。不就学者と高等教育経験 者に知らないものが多いことは留意せられるべき問題点である。(4-61)

第3章 部落解放運動への参加

部落解放運動は被差別部落大衆を運動の主体とし、核とするところの大衆運動である。したがって部落大衆の部落解放運動への参加状況とその動機ならびに参加したくてもできない理由や参加していない理由を明らかにすることは極めて重要なことがらである。

1. 部落解放運動への参加状況

(1) 概 要

部落解放運動に「参加している」というものは104人-54.2%、「参加しようと思うができない」というもの50人-26.0%、「参加していない」ものは38人-19.8%となっている。(5-1)

(5-1) 部落解放運動への参加

	参加して いる	しようと思う ができない	参加して いない	合 計
N	104	50	38	192
%	54.2	26.0	19.8	100.0

大衆の「参加意識」の主体的表 現であって、参加意識の自覚状 況は大衆の運動組織における主

体的な組織率を示すものという

ててに示されている

参加率は

てとができる。したがって、このことは地域の部落解放運動の組織と運動の状況とふかくかかわってくる。したがって古賀町のばあいには部落解放運動に参加しているものは47.4%、北九州市では68.9%というように、それぞれ地域の状況と調査時点における活動状況によってことなってくる。

部落解放運動への参加が同盟支部員であること、また支部員ではないが要求組合員であるばあい、さらに部落大衆として組織には加入してしていないが支部の動員や大衆行動に参加しているばあいや、部落内での各種の学習や行事などに参加していることを運動への参加と答えているばあいもあったりして、部落解放運動への参加率の測定は極めて複雑な手法によって行なわれなければならない。したがって、ここに表示せられている参加率から部落解放運動への大衆の参加状況を即断してはならない。ことに参加しているということが部落解放同盟の支部員であること、そして支部としての運動の活動に参加している状況と、たんに部落大衆の一人として動員やその他に参加している状況とでは決定的に質的ちがいが参加自体にあ

ることを見失ってはならない。

(2) 性別からみた場合

部落解放運動に「参加している」ものは男51人-54.3%、女53人-54.1%もほとんど変わらない。「参加しようと思うができない」というものは、 930人-31.9%に女20人-20.4%より多く、「参加していない」ものは男13人-13.8%より女25人-25.5%に多い。(5-3)

			男		女	合	計
			%	N	%	N	%
参加し	ている	51	54.3 (49.0)	53	54.1 (51.0)	104	54.2 (100.0)
参加しよ うができ	こうと思 ない	30	31.9 (60.0)	20	20.4 (40.0)	50	26.0 (100.0)
参加しい	ていな	13	13.8 (34.2)	25	25.5 (65.8)	38	19.8 (100.0)
合	計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	192	100.0 (100.0)

(5-3) 性別部落解放運動への参加状況

部落解放運動への参加率は男のばあいに女よりも高いことは一般的傾向とは必ずしもいえない。古賀町では男の参加率は56.2%、女の参加率は39.6%であるが、北九州市のばあい男の参加率67.6%、女の参加率70.1%となっている。

(3) 年令からみた場合

部落解放運動に「参加していない」というものは、19才未満4人-20.0%、20~29才17人-41.5%の若い年令層の場合と、60~69才4人-20.0%70才以上4人-26.7%の高年令層の場合に多い。「参加している」というものは、19才未満13人-65.0%、30~39才23人-79.3%、50~59才20人-

(3	4)	4- TJ /	リョウ <i>汗合用</i> 年ル	义是男	小人心多加	11人/兀			
	•	19	19才未満 20~29		~29才	30)~39才	40~49才	
			%	N	%	N	%	N	%
参加して	こいる	13	65.0 (12.5)	15	36.6 (14.4)	23	79.3 (22.1)	18	50.0 (17.3)
参加しようができた	うと思 ない	3	15.0 (6.0)	9	22.0 (18.0)	4	13.8 (8.0)	14	38.9 (28.0)
参加してい	いない	4	20.0 (10.5)	17	41.5 (44.7)	2	6.9 (5.3)	4	11.1 (10.5)
合	計.	20	100.0	41	100.0	29	100.0	36	100.0

(5-4) 年令別部落解放運動への参加状況

	50	~59才	60	~69才	70	才以上	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%
参加している	20	64.5 (19.2)	12	60.0 (11.5)	3	$\begin{pmatrix} 20.0 \\ (2.9) \end{pmatrix}$	104	54.2 (100.0)
参加しょうと思 らができない	8	25.8 (16.0)	4	20.0 (8.0)	8	52.3 (16.0)	50	26.0 (100.0)
参加していない	3	9.7 (7.9)	4	20.0 (10.5)	4	26.7 (10.5)	38	19.8 (100.0)
合 計	31	100.0 (16.1)	20	100.0 (10.4)	15	100.0 (7.8)	192	100.0 (100.0)

64.5%、60~69才12人-60.0%の場合に平均率54.2%以上に多くなっている。(5-4)

このように部落解放運動への参加率が $20\sim29$ 才にとくに低いことは重大な問題で、若い世代に部落解放運動への参加者が少ないことは古賀町のばあい19才未満29.8%、 $20\sim29$ 才33.3%と平均参加率47.4%以下となっている実情や北九州市では、参加率は $40\sim49$ 才の83.0%をピークとし、 $30\sim39$ 才の80.5%はともかく、 $20\sim29$ 才60.6%、 $10\sim19$ 才46.9%と若年層に少なくなっている。

年令別運動への参加状況 一古賀町一

	~19才	20~29才	30~39才	40~49才	50~59才	60才~	合 計
参加している	29.8	33.3	55.8	54.7	56.3	50.8	47.4
参加しようと思 ができない	4.8	9.2	5.8	6.5	19.6	3.9	8.3
参加していない	65.4	57.5	38.4	38.8	24.1	45.3	44.3
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(4) 続柄からみた場合

部落解放運動に「参加している」ものは、配偶者41人―74.5%に多く、 世帯主45人―54.9%、男の子13人―52.0%がこれにつぎ、女の子3人― 18.8%に少ない。「参加しようと思うができない」ものは、世帯主に30人 ―36.6%、配偶者に9人―16.4%、男の子に5人―20.0%、女の子に2人 ―12.5%、母に2人―33.3%、その他の男に2人―50.0%がみられる。 (5—5)

部落解放運動への参加が男の子や女の子に少ないことは北九州市のばあいても同様の事実が示されているが、このことは部落解放運動の現状と将

(5-5) 続柄別部落解放運動への参加状況

	世	带主	配	偶者	男	の子	女	の子
	N	%	N	%	N	%	N	%
参加している	45	54.9 (43.3)	41	74.5 (39.4)	13	52.0 (12.5)	3	18.8 (2.9)
参加しようと思 うができない	30	36.6 (60.0)	9	16.4 (18.0)	5	20.0 (10.0)	2	12.5 (4.0)
参加していない	7	8.5 (18.4)	5	9.1 (13.2)	7	28.0 (18.4)	11	68.8 (28.9)
合 計	82	100.0 (42.7)	55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)
		母	₹0 <u>.</u>)他の男	その	他の女	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%
参加している	0	0	2	50.0 (1.9)	0	0	104	54.2 (100.0)
参加しょうと思 うができない	2	33.3 (4.0)	2	50.0 (4.0)	0	0	50	26.0 (100.0)
参加しょうと思 うができない 参加していない	4		0	50.0	4	0 100.0 (10.5)	50 38	

来にとってとくに重大な問題をなげかけている。すなわち北九州市のばあいにおいては参加率は世帯主74.6%、配偶者81.7%に対して子ども、孫は46.9%に止っている。

(5) 学歴からみた場合

部落解放運動に「参加している」ものは、不就学者の場合21人-51.2% 義務教育修了者の場合51人-58.6%、中等教育経験では31人-55.4%、高等教育経験者1人-12.5%となっている。とくに高等教育経験者に運動への参加者がもっとも少ないということ、というよりも皆無に近いということはきわめて大きい問題である。部落解放運動に「参加しようと思うができない」ものは、不就学者の場合13人-31.7%、義務教育修了者では21人-24.1%、中等教育経験者の場合13人-23.2%、高等教育経験者では3人-37.5%となっている。「参加していない」というものは、不就学者7人-17.1%、義務教育修了者15人-17.2%、中等教育経験者12人-21.4%、高等教育経験者4人-50.0%で高学歴者の場合に多い。このことはきわめて重大なことである。(5-6)

部落解放運動へ参加しているものが高等教育の経験者のばあいに少ない

(5-6) 学歴別部落解放運動への参加状況

	オ	不就学者		不就学者 義務教育 修 了 者		中		高経	高等教育 経 験 者		計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
参加している	21	51.2 (20.2)	51	58.6 (49.0)	31	55.4 (29.8)	1	12.5	14	54.2 (100.0)	
参加しようと思 うができない	13	31.7 (26.0)	21	24.1 (42.0)	13	23.2 (26.0)	3	37.5 (6.0)	50	26.2 (100.0)	
参加していない	7	17.1 (18.4)	15	17.2 (39.5)	12	21.4 (31.6)	4	50.0 (10.5)	38	19.8 (100.0)	
合 計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	100.0 (4.2)	192	100.0 (100.0)	

てとは北九州市の調査でも明らかにせられていると C ろである。す な わ ち、参加率は不就学70.5%、義務教育74.3%、中等教育57.7%、高等教育55.7%となっている。 C の C とは現代の体制的な高等教育の中味が部落解放の課題と要求におよそ無縁とさえいえるような状況にあることを表明している。

2. 部落解放運動への参加の動機(大分類)

(1) 概 要

部落解放運動への参加の動機では、「部落解放運動それ自体のために」 88人 -55.7%が半数以上を占め、「権利意識の自覚から」 31人 -19.6%が これにつぎ、「他人の勧奨によって」 24人 -15.2%のほか、「解放理念の 芽生えから」 8人 -5.1%、「支部の運動内容への参加から」 7人 -4.4% となっている。 (5-8)

(5-8) 部落解放運動への参加動機の内容(大分類)

	部落解放それ 自体のために	他人の勧奨に よって	支部の運動内 容の参加から	解放理念の芽 生えから	権利意識の自 覚から	合 計
N	88	24	7	8	31	158
%	55.7	15.2	4.4	5.1	19.6	100.0

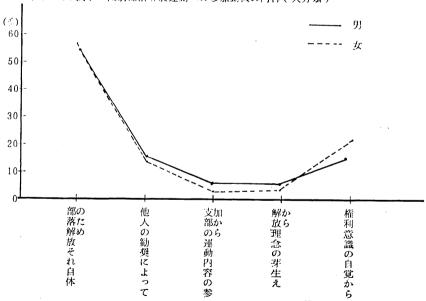
(2) 性別からみた場合男の場合「部落解放それ自体のために」44人―54.3% というのが半数以上を占め、「権利意識の自覚から」14人―17.3%、「他人の勧奨によって」13人―16.1%のほか、「支部の運動内容への参加」から5人―6.2%、「解放理念の芽生えから」5人―6.2%となっている。女では「部落解放それ自体から」44人―57.1%が大部分で、「権利意識の自覚から」17人―22.1%がこれにつぎ、「他人の勧奨によって」11人―14.3

%のほか、「解放理念の芽生えから」 3 人-3.9%、「支部の運動内容への参加から」 2 人-2.6%となっている。(5-10)(5-10図)

(5-10) 性別部落解放運動への参加動機の内容(大分類)

		男		女	合	計
	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自体の ため	44	54.3 (50.0)	44	57.1 (50.0)	88	55.7 (100.0)
他人の勧奨によって	13	16.1 (54.2)	11	14.3 (45.8)	24	15.2 (100.0)
支部の運動内容への参加から	5	6.2 (71.4)	2	2.6 (28.6)	7	4.4 (100.0)
解放理念の芽生えから	5	6.2 (62.5)	3	3.9 (37.5)	8	5.1 (100.0)
権利意識の自覚から	14	17.3 (45.3)	17	22.1 (54.8)	31	19.6 (100.0)
合 計	81	100.0 (51.3)	77	100.0 (48.7)	158	100.0 (100.0)

(5-10図) 性別部落解放運動への参加動機の内容(大分類)



(3) 年令からみた場合

19才未満をはじめ各年令層とも「部落解放それ自体のため」というのが もっとも多いが、19才未満では「支部の運動内容への参加から」「他人の 勧奨によって」、20~29才では「他人の勧奨によって」、30~39才では「他 人の勧奨によって」、 $40\sim49$ 才では「権利意識の自覚から」「他人の勧奨によって」、70 才以上では「権利意識の自覚から」がそれぞれもっとも主な理由とせられている。 (5-11)

(5-11) 年令別部落解放運動への参加動機の内容(大分類)

	19	才未満	20	~29才	30	~39才	40	~49才
	N	%	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自 体のため	8	53.3 (9.1)	12	50.0 (13.6)	15	55.6 (17.0)	15	58.8 (22.7)
他人の勧奨によって	3	20.0 (12.5)	8	33.3 (33.3)	4	14.8 (16.8)	4	11.8 (16.7)
支部の運動内容 への参加から	3	20.0 (42.9)	0	0	3	11.1 (42.9)	1	2.9 (14.3)
解放理念の芽生 えから	0	0	0	0	2	7.4 (25.0)	4	11.8 (50.0)
権利意識の自覚から	1	6.7 (3.2)	4	16.7 (12.9)	3	11.1 (9.7)	5	14.7 (16.1)
合 計	15	100.0 (9.5)	24	100.0 (15.2)	27	100.0 (17.1)	34	100.0 (21.5)
	50	~59才	60~69才		70	才以上	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自 体のため	17	58.6 (19.3)	12	66.7 (13.6)	4	36.4 (4.5)	88	55.7 (100.0)
他人の勧奨によ って	4	13.8 (16.7)	4	5.6 (4.2)	0	0	24	15.2 (100.0)
支部の運動内容 への参加から	0	0	0	0	0	0	7	4.4 (100.0)
解放理念の芽生 えから	0	0	1	5.6 (12.5)	1	9.1 (12.5)	8	5.1 (100.0)
権利意識の自覚 から	8	27.6 (25.8)	4	22.2 (12.9)	6	54.5 (19.5)	31	19.6 (100.0)
合 計	29	100.0 (18.4)	18	100.0 (11.4)	11	(7.0)	158	100.0 (100.0)

(4) 続柄からみた場合

運動への参加の動機は、世帯主の場合「部落解放それ自体のため」 42人 -55.3%というものがもっとも多く、「権利意識の自覚から」 17人 -22.4 %とりくんでいるものがこれにつぎ、配偶者の場合も同様の傾向がある。 男の子では「部落解放それ自体のために」 9人 -50.0%のほか、「他人の 勧奨によって」 3人 -16.7%や、「支部の運動内容に参加して」 3人 -16.7% %というのがもっとも多い。 (5-12)

(5) 学歴からみた場合

不就学者の場合「部落解放運動それ自体のために」とりくもうとしたも

(5-12) 続柄別部落解放運動への参加動機の内容(大分類)

	世	带主	酉	. 偶 者	男	の子	女	の子
	N	%	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自 体のため	42	55.3 (47.7)	30	60.0 (34.1)	9	50.0 (34.1)	2	40.0 (2.3)
他人の勧奨によって	9	11.8 (37.5)	7	14.0 (29.2)	3	16.7 (12.5)	3	60.0 (12.5)
支部の運動内容 への参加から	2	2.6 (28.6)	2	4.0 (28.6)	3	16.7 (42.9)	0	0
解放理念の芽生 えから	6	7.9 (75.0)	1	2.0 (12.5)	1	5.6 (12.5)	0	0
権利意識の自覚 から	17	22.4 (54.8)	10	20.0 (32.3)	2	11.1 (6.5)	0	0
合 計	76	100.0 (48.1)	50	100.0 (31.6)	18	100.0 (11.4)	5	100.0 (3.2)
		母	その)他の男	その)他の女	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%
部 落 解放それ自 体のため	2	40.0	3	75.0 (3.4)	0	0	88	55.7 (100.0)
他人の勧奨によって	1	$(\begin{array}{c} 20.0 \\ (\begin{array}{c} 4.2 \end{array})$	1	25.0 (4.2)	0	0	24	15.2 (100.0)
支部の運動内容 の参加から	0	0	1	0	0	0	7	4.4 (100.0)
解放理念の芽生 えから	0	. 0	0	0	0	0	8	5.1 (100.0)
権利意識の自覚から	2	40.0 (6.5)	0	0	0	0	31	19.6 (100.0)
合 計	5	100.0 (3.2)	4	100.0 (2.5)	0	0	158	100.0 (100.0)

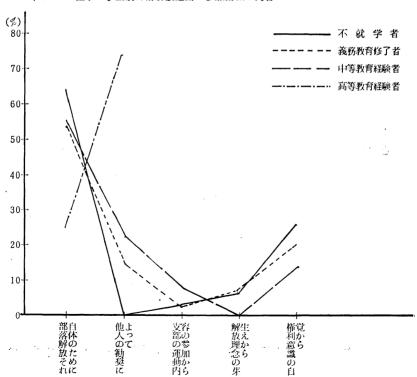
のが22人-64.7%、「権利意識の自覚から」9人-26.5%、「解放理念の芽生えから」2人-5.9%、「支部の運動内容への参加から」1人-2.9%となっている。義務教育修了者では「部落解放運動それ自体のために」42人-53.8%、「権利意識の自覚によって」16人-20.5%、「他人の勧奨によって」12人-15.4%、「解放理念の芽生えから」6人-7.7%、「支部の運動内容への参加から」2人-2.6%となっている。中等教育経験者の場合「部落解放運動それ自体のために」23人-54.8%、「他人の勧奨によって」9人-21.4%、「権利意識の自覚によって」6人-14.3%、「支部の運動内容への参加から」4人-9.5%という状況である。高等教育経験者では「他人の勧奨によって」3人-75.0%と「部落解放運動それ自体のために」1人-25.0%とせられている。

この場合「他人の勧奨によるもの」が、低学歴者よりも高学歴者の場合 に多いことにみられるように、そして「権利意識の自覚によって」が低学 胚者の場合に高学歴者の場合よりも多いことは、高学歴者の部落解放運動への参加動機が低学歴者の場合と比べて、どちらかといえば他律的、受動的であることが示されている。 (5-13) (5-13)

(5-13) 学歴別部落解放運動への参加動機の内容(大分類)

	不	不就学者		者 義務教育 修 了 者		等教育 了 者	高経	等教育 験 者	合	計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自 体のため	22	64.7 (25.0)	42	53.8 (47.7)	23	54.8 (26.1)	1	25.0 (1.1)	88	55.7 (100.0)
他人の勧奨によって	0	0	12	15.4 (50.0)	9	21.4 (37.5)	3	75.0 (12.5)	24	15.2 (100.0)
支部の運動内容 への参加から	1	2.9 (14.3)	2	2.6 (28.6)	4	9.5 (57.1)	0	0	7	(100.0)
解放理念の芽生 えから	2	5.9 (25.0)	6	7.7 (75.0)	0	0	0	0	8	5.1 (100.0)
権利意識の自覚から	9	26.5 (29.0)	16	20.5 (51.6)	6	14.3 (19.4)	0	0	31	19.6 (100.0)
合 計	34	100.0 (21.5)	78	100.0 (49.4)	42	100.0 (26.6)	4	100.0 (2.5)	158	100.0 (100.0)

(5-13図) 学歴別部落解放運動の参加動機の内容



3. 部落解放運動への参加動機の内容(小分類)

(1) 概 要

部落解放運動への参加動機としてもっとも多いのは「支部の結成」27人 —17.1%であり、「差別をなくするため」「親、兄弟身内のものの運動に学んで」「親、兄弟身内のもののさそい」各11人—7.0%が主なものであり、「結婚、就職などで差別をうけたから」「部落の完全解放のために」「公営住宅に入居したい」各9人—5.7%、「この土地に住むようになった」8人—5.1%、「友人のすすめ」7人—4.4%、「自分が部落民だから」「夫や妻の運動に学んで」各6人—3.8%、「環境を改善したい」「地区改良事業のための立ちのもの協力から」各5人—3.2%などがこれについでいる。そのほか「支部の勧奨」4人—2.5%、「差別意識の存在を感じたから」3人—1.9%、「生活を守りたい」3人—1.9%のほか、「部落解放運動に学んで」「みんなが運動をしているから」「部落解放が好きだから」「近所の人のすすめ」「子ども会への参加」「住民として協力する」「母親から差別された話を聞いた」各2人—1.3%などがめだっている。(5—15)

(5-15) 部落解放運動への参加動機の内容(小分類)

	N	%
解放同盟の支部の結成	27	17.1
差別をなくするために	11	7.0
親、兄弟身内のもののさそい	11	7.0
親、兄弟身内のものの運動に学んで	11	7.0
部落の完全解放のために	9	5.7
結婚、就職などで差別をうけたから	9	5.7
公営住宅に入居したい	9	5.7
この土地に住むようになった	8	5.1
友人のすすめ	7	4.4
自分が部落民であるから運動するのは当然だ	6	3.8
夫や妻の運動に学んで	. 6	3.8
環境を改善したい	5	3.2

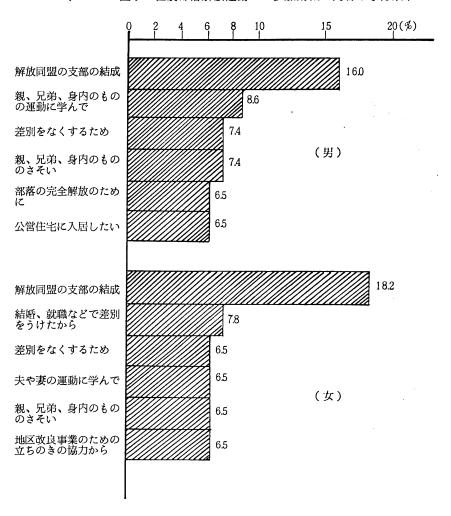
	N	%
地区改良事業のための立ちのきへの協力から	5	3.2
支部の勧奨	4	2.5
差別意識の存在を感じたから	3	1.9
生活を守りたい	3	1.9
部落解放運動に学んで	2	1.3
みんなが運動しているから自分もやらねばと思って	2	1.3
解放運動が好きだから	2	1.3
近所の人のすすめ	2	1.3
住民として解放運動に協力することは当然だ	2	1.3
母親から差別されたことの話を聞いた	2	1.3
子ども会への参加	2	1.3
部落差別の苦しみを自分なりに理解できるようになった	1	0.6
弱い者はいつでも損をしていることに気づいた	1	0.6
貧困や身障者に対する差別にいかりを覚えた	1	0.6
支部の集団検診による病気の早期発見	1	0.6
「狭山差別裁判反対闘争」への参加	1	0.6
支部長の話を聞いて	1	0.6
解放奨学金の受給	1	0.6
税を適正にしたい	1	0.6
識字学級への参加	1	0.6
車友会での学習	1	0.6
合 計	158	100.0

(2) 性別からみた場合

男の場合「支部の結成」13人一16.0%、「親、兄弟身内のものの運動に学んで」7人一8.6%、「親、兄弟身内のもののさそい」「差別をなくするため」各6人一7.4%、「部落の完全解放のために」「自分が部落民であるから運動するのは当然である」「公営住宅に入居したい」各5人一6.2%、「環境を改善したい」4人一4.9%、「結婚、就職などの差別をうけたから」

「友人のすすめ」「支部の勧奨」「この土地に住むようになった」各 3 人 -3.7%が主なものである。女の場合「支部の結成」14 人 -18.2% のほか、「結婚、就職などの差別をうけたから」 6 人 -7.8%、「差別をなくするため」「夫や妻の運動に学んで」「親、兄弟身内のもののさそい」「この土地に住むようになった」「地区改良事業のための立ちのきへの協力から」各 5 人 -6.5% が主なものとなっている。(5 -17)

(5-17図) 性別部落解放運動への参加動機の内容(小分類)



(5-18) 年令別部落解放運動への参加動機の内容(小分類)

	19	才 未	₹	満	20	~	29		才	30	~ 3	9	才	40	~	49)	才
	内	容	N	%	内	容	ř 1	N	%	内	容	N	%	内	容	3	N	%
1位	内の	兄弟身 ものの こ学ん	3	20.0	内の	兄弟のに学	めし	4	16.7	など	、就職 の差別 けたか	4	14.8	解放支部			7	20.6
2位		司盟の の結成	3	20.0	友人め	のす	d	3	12.5		司盟の の結成	3	11.1	差別する			4	11.8
3位	民だが動す	は部落 からのは である	2	13.3	など	、就 の差 けた	訓丨	2	8.3	民だ	は部落 ならの る である	2	7.4	親、 内 o さ そ	もの		3	8.8
4.位		兄弟身 ものの ハ	2	13.3		妻のう		2	8.3		のすす	2	7.4	この 住なっ	よう		3	8.8
5位	子どのさん	も会へ そい	2	13.3	解放支部	同盟の結		2	8.3	親、 内の さそ	兄弟身 ものの い	2	7.4					
6位						兄弟: もの: い		2	8.3									

	50	~	59	才	60	~ 6	9	才	70	才!	IJ	上
	内	容	N	%	内	容	N	%	内	容	N	%
1位		同盟の結成		24.1	解放支部	同盟のの結成	5	27.8	差別する	をなく ため	3	27.3
2位		住宅にしたい		13.8		の完全 のため		16.7		を守り		18.2
3位		の完全 のため		10.8	内の	兄弟身 ものの に学ん		11.1	業の立ち	改良事 たのきか	2	18.2
4位		運動が		6.9	業の立ち	改良事 ためきの から	١,	11.1				
5 位		兄弟ら ものの い		6.9								
6 位	環境した	改善をい	2	6.9								

(3) 年令からみた場合

19才未満では「親、兄弟身内のものの運動に学んで」と「解放同盟の支部の結成」がもっとも主なものであり、 $20\sim29$ 才では「親、兄弟身内のものの運動に学んで」、 $30\sim39$ 才「結婚、就職などの差別をうけたから」、 $40\sim49$ 才「支部の結成」、 $50\sim59$ 才では「支部の結成」、 $60\sim69$ 才では「支部の結成」がそれぞれもっとも多い理由とせられ、70才以上では「差別をなくするために」というのがもっとも多い参加理由である。 (5-18) (5-18図)

(4) 続柄からみた場合

参加の動機では、世帯主の場合「支部の結成」14人―18.4%がもっとも多く、「差別をなくするため」7人―9.2%、「部落の完全解放のために」5人―6.6%、「親、兄弟身内のもののさそい」5人―6.6%、「この土地に住むようになった」5人―6.6%のほか、「結婚、就職などで差別をうけたから」4人―5.3%、「公営住宅に入りたい」4人―5.3%、「環境の改善をしたい」4人―5.3%というものが多い。配偶者の場合「支部の結成」9人―18.0%のほかに「結婚、就職などで差別をうけたから」5人―10.0%、「夫の解放運動に学んだ」5人―10.0%、「友人のすすめ」4人―8.0%、「公営住宅に入居したい」3人―6.0%が主なものである。 男の子の場合「親、兄弟身内のものの運動に学んだ」「支部の結成」各3人―16.7%のほか、「自分が部落民だから運動するのは当然だ」2人―11.1%とするものや、「子ども会への参加」2人―11.1%をあげるものが多い。(5—19)(5—19図)

(5) 学歴からみた場合

不就学の場合「支部の結成」7人-20.6%がもっとも多く、「差別をなくすために」4人-11.8%、「公営住宅に入居したい」「親、兄弟身内のものの運動に学んで」各3人-8.8%のほか、「結婚、就職などの差別をうけたから」「生活を守りたい」「環境を改善したい」各2人-5.9%が主なものである。義務教育修了者の場合「支部の結成」11人-14.1%、「親、兄弟身内のもののさそい」9人-11.5%、「親、兄弟身内のものの運動に学んで」7人-9.6%、「差別をなくするために」6人-7.7%、「部落の

(5-19) 続柄別部落解放運動への参加動機の内容(小分願)

1	世帯		主		配偶		者		男	· 0	子	
. \	内	容	N	%	内	容	N	%	内	容	N	%
1位	解放同盟 部の結成		14	18.4	解放同盟部の結果		9	18.0	親、兄 のもの に学ん	の運動	3	16.7
2位	差別をな るため	くす	7	9.2	結婚、 どで差別 けたか	別をう	5	10.0		盟の支成	3	16.7
3位	部落の完 放のため		5	6.6	夫の運! んで	動に学	5	10.0	だから	部落民 運動す 当然だ	2	11.1
4位	親、兄弟 のものの い		5	6.6	友人の	すすめ	4	8.0	子ども 参加	会への	2	11.1
5 位	この土地 むように た		5	6.6						. !		

	女	女 の 子			母			その他の男				
	内	容	N	%	内	容	N	%	内	容	N	%
1位	親、兄弟 のものの い		2	20.0		なくす	1	20.0		兄弟身内 Dの運動 しで	2	50.0
2位	差別をな るため	くす	11	10.0		開発 の運動 で	1	20.0		■動が好 №ら	.1	25. 0
3位	解放同盟部の結局		1	10.0		開身内 のさそ	1	20.0	支部0	D勧奨	. 1	25.0
4位	支部の勧	力奨	1	10.0		宅に入 い	1	20.0		•.		
5位					のため	良事業 の立ち の協力	1	20.0				

完全解放のために」「公営住宅に入居したい」各5人-6.4%、「結婚、就職などの差別をうけたから」「この土地に住むようになった」「地区改良事業のための立ちのきへの協力から」各4人-5.1%、「夫や妻の運動に学んで」「環境を改善したい」「部落民であるから」各3人-3.8%のほか、

「解放運動が好きだから」「友人のすすめ」「住民として解放運動に協力するのは当然だ」各 2 人一2.6%が主なものとせられている。中等 教 育経験者では「支部の結成」 9 人一21.4%のほか、「結婚、就職などの差別をうけたから」「友人のすすめ」「支部の勧奨」「この土地に住むようになった」各 3 人一7.1%、「部落の完全解放のために」「自分が部落民だから」「夫や妻の運動に学んで」「親、兄弟、身内のもののさそい」「子ども会への参加」各 2 人一4.8%が主なものである。 高等教育経験者では「友人のすすめ」 2 人一50.0%、「部落の完全解放のために」「支部の勧奨」各 1 人一25.0%となっている。(5 —20)

(5-20) 学歴別部落解放運動への参加動機の内容(小分類)

	不	就 学	<u> </u>	者	義務	教育修	者	中等	教育紹	者	高等教育経験者					
	内	容	N	%	内	容	%	N	内	容	N	%	内	容	N	%
1位		司盟の の結成	7	20.6	解放同 支部の		11	14.1	解放同 支部の		9	21.4	友人のめ	すす	2	50.0
2位		をなく ために	4	11.8	親、兄身内の	もの	9	11.5	結ばのなら	漢別	3	7.1	部落の解放の		1	25.0
3位	親内の通	兄弟 、 のもの 動に学	3	8.8	親、兄 身内の の の で	もの	7	9.0	友人のめ)すす	3	7.1	支部の	勧奨	1	25.0
4位		住宅にしたい	3	8.8	差別を するた		6	7.7	支部の)勧奨	3	7.1				
5 位					部落の 解放の		5	6.4	この± 住むよ なった	うに	3	7.1				

あとがき

部落住民の部落差別の現実に対する認識とその態度をみることは、こんにちにおける部落解放運動の立場はもとより、解放教育や同和行政を推進するうえからも極めて重要なことである。全国的調査を困難とする事情のもとで、個別的に自分自身がとりくむことができた調査結果を中心に一応の集約を試みた次第である。

大阪市のH部落の場合は、同地区の総合計画調査報告書の「地区住民意識」

の部によったものである。また福岡県筑紫野市については「筑紫野市同和地区 白書」、同古賀町については「古賀町同和地区実態調査」によったものである。 これらは私自身が調査を担当、分担、執筆、執筆協力したものであって、文中 での注は一つ一つ省略した。関係市町村、部落解放同盟関係各支部、同地区協 議会、共同研究者の各位のご協力、ご援助を謝したい。